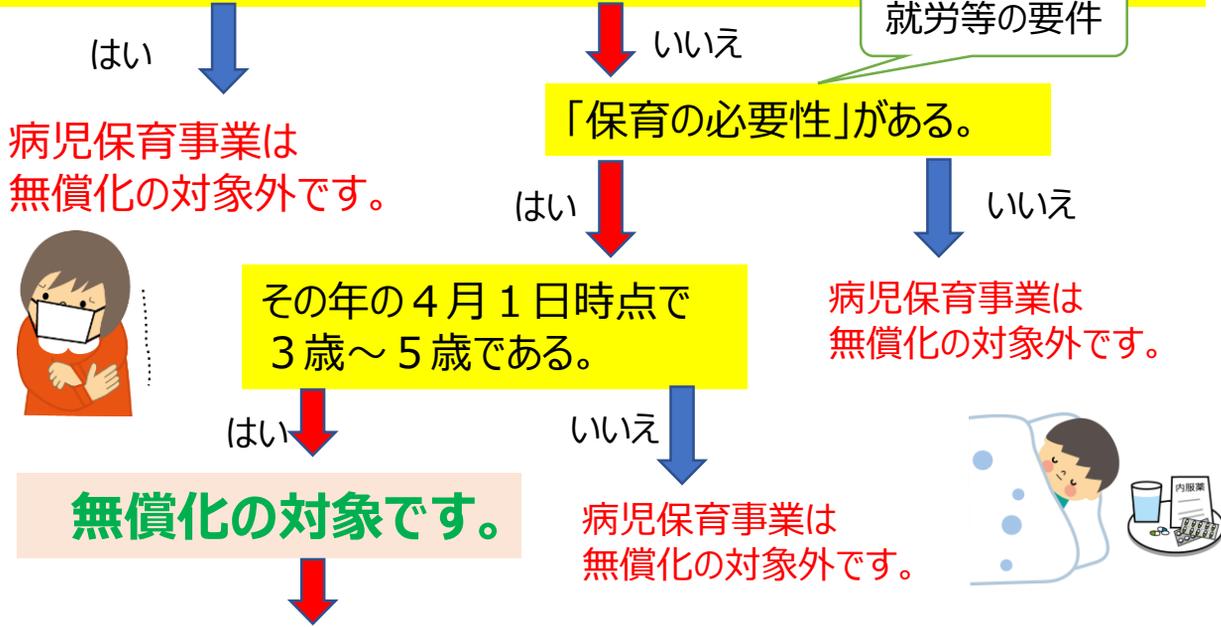


「幼児教育・保育の無償化」の対象になる場合があります。



※下記フローに関わらず、市民税非課税の世帯は、これまでどおり利用料は無料です。

認可保育所・認定こども園・幼稚園・企業主導型保育事業の在園児（通常入園している）である。



◆他の施設（認可外保育施設・一時預かり事業など）をご利用の場合、複数施設を併用した場合でも、**月の上限額(37,000円) まで**は無償化の対象になります。
 他の施設からリースや「子育てのための施設等利用給付申請のてびき」を受け取り、既に申請を行っている場合は、新たな手続きは必要ありません。

◆**上記のフローで「無償化の対象」になる場合**で、他の施設等で申請を行っていない場合は、病児保育の利用時に病院の受付にお声掛けいただくか、保育・幼稚園課までご連絡ください。

認可保育所や、認定こども園等の「**一時預かり事業**」を利用している場合は、月の上限額（37,000円）までは、病児保育事業も無償化の対象になります。

通常の「**在園児**」として、認可保育所や、認定こども園等へ入園している場合は、病児保育事業は無償化の対象外です。また幼稚園、企業主導型保育事業の在園児も同様に対象外です。

◆3ヶ月に1回、松山市に対してご請求いただくこととなりますので、病児保育施設が発行する領収書を大切に保管してください。請求方法については、利用している施設にお問い合わせください。